

参加希望者様

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件 名 徳山ダムカード増刷業務
2 納 入 場 所 岐阜県揖斐郡揖斐川町開田448
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 徳山ダム管理所
3 納 入 期 限 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません
2 見積参加要件 機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「印刷製本」の認定を受けていること。かつ、本店、支店又は営業所が岐阜県、愛知県、又は三重県に所在すること。
- 3 見積書等
1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2)提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに取りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3)見積書 提出期限 令和8年1月29日 12:00 まで
- 4)提出先 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
- 5)質問書 提出期限 令和8年1月22日 12:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
- 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年1月30日 12:00 までとします。
- 7)その他
①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 その他
1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

徳山ダムカード増刷業務

仕様書

令和 8 年 1 月

独立行政法人 水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1章 総則

1-1. 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所（以下「機構」という。）が行う「徳山ダムカード増刷業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1-2. 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

ダムカード「徳山ダム」印刷 1式

色校正

印刷(60,000枚)

束ごとの枚数を統一（100枚×600束等）

1-3. 納入期限

契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

1-4. 成果物

機構に成果物として納品すべきものは、以下の通りとする。

CD-Rもしくは、DVD-Rで提出するものとする。

ダムカード「徳山ダム」 60,000枚

印刷用原稿(ダムカードの電子データ：Illustrator型式) 1式

1-5. 納入場所

〒501-0815 岐阜県揖斐郡揖斐川町開田 448

独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 徳山ダム管理所

1-6. 検査及び引渡し

納入場所において機構と受注者が双方立会の上、本仕様書に基づき検査を行い、確認後引渡すものとする。

1-7. 資料等の貸与及び返却

(1) 本業務の貸与資料は、次のとおりとする。

- ・ダムカード「徳山ダム」(ver. 3.0)(Illustrator型式)
- ・その他、発注者が必要と認めた資料

(2) 引渡し場所（引渡し方法）及び引渡し時期

- ・引渡し場所（引渡し方法）
独立行政法人水資源機構 指斐川・長良川総合管理所 徳山ダム管理所
もしくは
Prime Drive

- ・引渡し時期
業務着手時

(3) 返却場所及び返却時期

- ・返却場所
独立行政法人水資源機構 指斐川・長良川総合管理所 徳山ダム管理所

- ・返却時期
業務終了時まで

1-8. 著作権の譲渡等

- (1) 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかくわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとにかくわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、当該成果物の内容を公表することができる。

第2章 業務内容

2-1. ダムカード「徳山ダム」印刷

(1) 修正

基本的には、既存のダムカードの印刷であるが、機構が貸与する資料に基づき、受注者にて修正箇所がないか確認を行うものとする。修正箇所があった場合には、担当職員へ報告し、担当職員の指示、確認等を受けた上、受注者が修正も行うものとする。

(2) 色校正

機構が貸与する印刷用原稿(電子データ)を色校正紙に出力し、ダムカード「徳山ダム」の色味について担当職員の了解を得るものとする。

(3) 印刷・製本

前項の修正、色校正結果等を踏まえて、ダムカード「徳山ダム」の印刷を行う。なお、印刷前には、担当職員の確認を受けるものとする。

ダムカード「徳山ダム」の印刷仕様は、以下のとおりとする。

- ・寸法(判型) : 63×88mm (型抜き加工: R=2.5mm、トメ跡無し)
- ・ページ数 : 1枚(表面・裏面計2ページ)
- ・用紙 : カード紙(K判 15.5kg) 両面PP貼り
- ・枚数 : 60,000枚

2-2. その他

(1) 亂丁等について

本業務において納入された印刷物に、乱丁、落丁、紙面の破損、変色などが見つかった場合、引渡し後であっても、受注者の負担で適正なものと取り替えるものとする。

(2) 機密の保持

受注者は、業務上知り得た情報等を第三者に漏らしてはならない。

(3) 疑義

本仕様書に記載のない事項、もしくは記載事項に疑義を生じた場合は、速やかに担当職員に申し出、協議を行うものとする。

以上

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 捱斐川・長良川総合管理所 経理課 里西 星哉						
	電話番号	0594-42-5012	FAX番号	0594-42-5020			
	メール アドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp					
発信者 (※必須)	(住所)						
	(会社名)						
	(担当者名)						
	電話番号		FAX番号				
	メール アドレス						
以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。							
<input type="radio"/> 見積依頼件名 徳山ダムカード増刷業務							
<input type="radio"/> くじ用数値 くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。							
<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>							
<input type="radio"/> 見積辞退について 見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。							
<input type="radio"/> 同方式の承諾 「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。							
<table border="1"><tr><td><input type="checkbox"/></td><td>「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する</td></tr></table>					<input type="checkbox"/>	「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する	
<input type="checkbox"/>	「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する						

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に對して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

- 例)
 - ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。